緑・ふれあい・夢づくり
聖籠町
seiro town

聖籠町手数料、使用料の見直し方針

令和2年3月

聖　籠　町

目　次

はじめに 1
第１　町における手数料、使用料等の現状 2
　１　手数料 2
　２　施設の維持管理経費 2
　３　施設使用料 3
　４　施設の稼働率 5
第２　手数料等見直しに当たっての基本的な考え方 6
　１　受益者負担の適正化 6
　２　サービスの原価に対する受益者負担割合をもとにした手数料、使用料等の基準額の設定 6
第３　見直し対象の手数料等 8
第４　手数料の見直し 9
　１　サービスの原価 9
　２　受益者負担割合の設定 9
　３　手数料の基準とすべき額 9
第５　使用料の見直し 11
　１　サービスの原価 11
　２　受益者負担割合の設定 11
　３　使用料の基準とすべき額 14
　４　定期利用団体の減免のあり方について 16
　５　学校施設（体育館）の使用料の基準とするべき額 18
　６　指定管理者による管理施設使用料の基準とするべき額 20

はじめに

聖籠町では、厳しい財政状況のなか、医療・介護に要する費用の増大、公共施設の老朽化など将来の課題に対して持続可能な対応を図り、未来に向けた必要な投資を実現するため、平成３０年度に行財政改革大綱をまとめました。この改革の視点の一つが「受益者負担」です。

近年、行政サービスに係る手数料や公共施設の使用料について見直しを行っている自治体は多くありますが、町においても、消費税が８％に増税される際に１０％の時点で手数料等を見直すことを確認しており、行財政改革の流れは勿論ですが、このタイミングを捉えて、聖籠町手数料、使用料等調査審議委員会（以下「委員会」という。）に対して、手数料、使用料（以下「手数料等」という。）の見直しについての諮問を行いました。

その結果、今後における施設の適切な維持管理等を行うための財源を確保し、当該費用が町の財政に与える影響を緩和させるため、受益者負担の原則に立って、現在の手数料等を検証し、必要な見直しを行うことが適当であり、手数料等の基準とするべき額の算定が行われ、現在の減免のあり方についても見直しが必要である旨の答申が行われたところです。

町では委員会からの答申を受け、次の事項に配慮しつつ手数料等の見直し方針を定め、受益者負担の適正化を図ります。

１　受益者と公費とで負担しあうべきサービスの原価自体を抑える工夫を行う
２　今後の施設の老朽化による大規模改修に備え施設の統廃合について検討を行う
３　少子・超高齢化の進展とともに、人生 100 年時代も到来しようとしている今日において、人づくり・つながりづくり・地域づくりの観点から社会教育・スポーツ振興の必要性はより高まってきていることに留意する

第１　町における手数料、使用料等の現状

１　手数料

住民票に関する証明などの主な各種手数料についてみると、近隣市の状況を踏まえつつ改定が行われてきていますが、近隣市の 300 円に対して、聖籠町においては 200 円となっています。

表 1-1　住民票に関する証明など主な手数料（現行 200 円）の改定経緯

S58．３時点	S58．４～	Ｈ８．４～	H25．４～
50 円	100 円	150 円	200 円

２　施設の維持管理経費

近年の社会教育・体育施設の維持管理費用は修繕費を含めて年間約 1.4 億円を上回っています。平成 21 年度と平成 30 年度を比較すると、町税歳入が約 51 億円から約 43 億円に約８億円減少していることから、施設の維持管理経費が財政に与える影響はこの 10 年間で大きくなっています。また、図 1-1 に体育施設の例を示すように各施設を維持するための修繕に必要な経費は施設の老朽化に伴って今後増加していくものと推測されます。

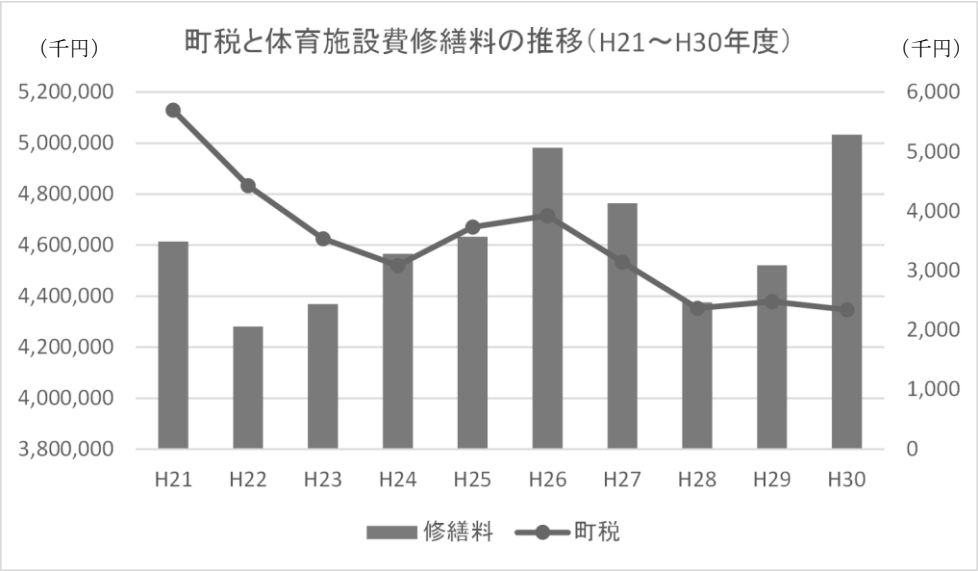

図 1-1　町税と体育施設費修繕料の推移

3　施設使用料

施設の利用については当該施設の利用者から使用料を徴収することになっていますが、近隣自治体における同種・同規模程度の施設と比較すると、町の施設の使用料は低額となっています（表 1-2）。施設の維持管理経費について、使用料による受益者負担と財政支出による公費負担との割合をみると、公民館施設では受益者負担：公費負担＝1.7：98.3、文化会館施設では 5.4：94.6、体育施設においては 11.3：88.7 となっており、公費負担がそのほとんどを占めています。このような状況は新発田市等の近隣自治体をみてもおよそ同様ではありますが、自治体の歳出総額でみた場合の文化・公民館施設の維持管理費用が歳出総額に占める割合は、近隣自治体よりも聖籠町が大きくなっています（図 1-2）。

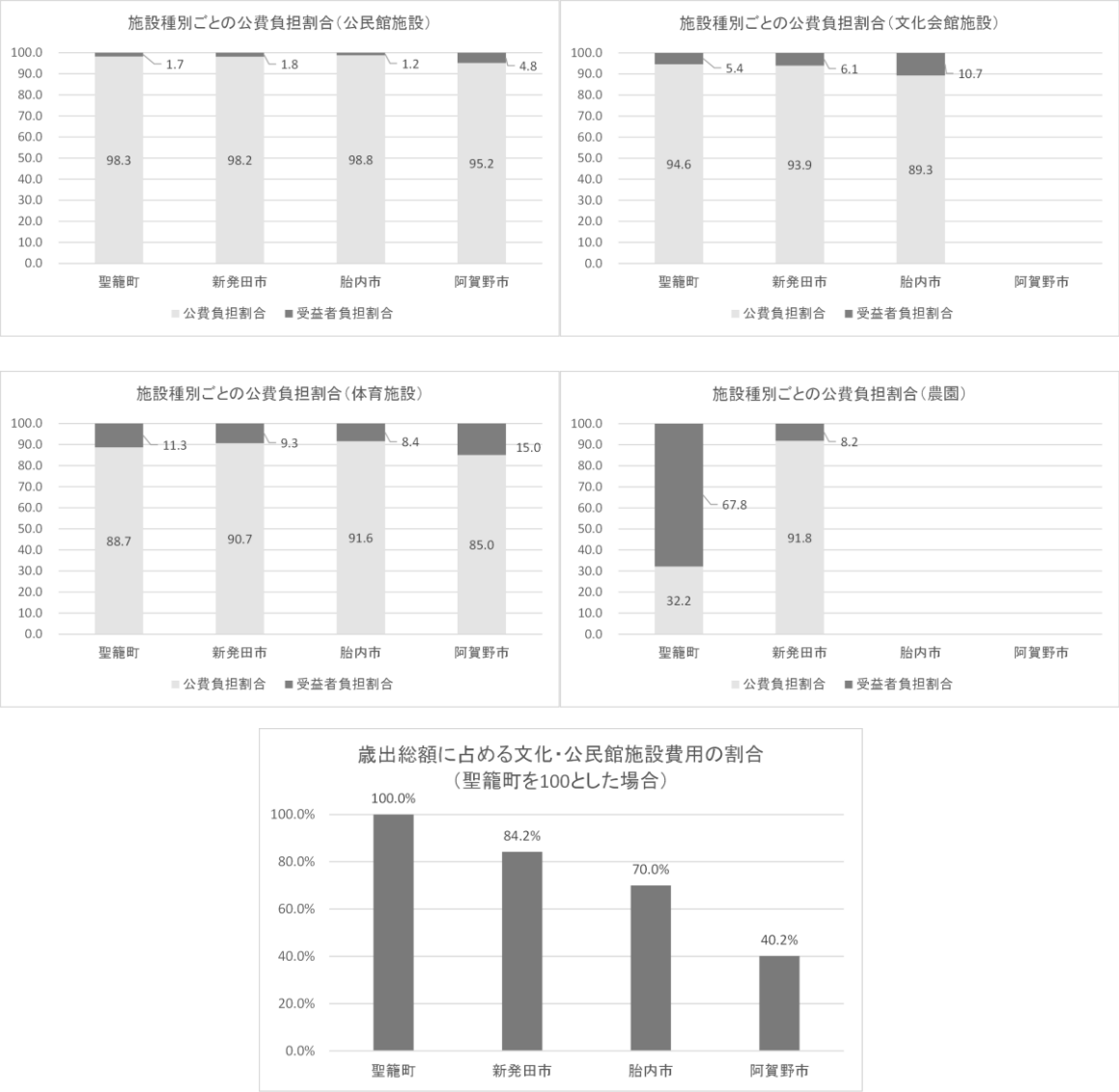

H29 年の文化・公民館施設の年間維持管理費用／H29 年度歳出総額

図 1-2　各施設の受益者負担と公費負担の割合

表 1-2　近隣自治体の類似施設との使用料の比較

聖籠町施設名	聖籠町	新発田市	胎内市	阿賀野市
公民館小ホール	• 1,000円 • 9時～正午 • 広域圏外者5割加算	• 中央公民館講堂 • 2,740円 • 9時～正午 • 広域圏外者5割加算	• 中央公民館大集会室 • 1,030円 • 8時半～正午 • 広域圏外者10割加算	• 水原公民館大会議室 • 1,300円 • 9時～正午 • 広域圏外者10割加算
文化会館	• 12,000円 • 平日9時～12時半 • 広域圏外者5割加算	• 新発田市文化会館 • 18,520円 • 平日9時～正午 • 広域圏外者5割加算	• 産業文化会館 • 15,450円 • 平日9時～正午 • 加算なし	–
総合体育館	• 2,000円/2時間 • 全面利用 • 広域圏外者10割加算	• カルチャーセンター • 4,000円/2時間 • 貸出単位は1時間 • 全面利用 • 広域圏外者5割加算	• 総合体育館 • 4,000円/2時間 • 貸出単位は1時間 • 広域圏外者5割加算	• 水原体育館 • 2,400円/2時間 • 貸出単位は30分 • 照明料　1,200円/30分 • 広域圏外者10割加算
多目的屋内運動場	• 1,500円/2時間 • 人工芝（テニス1面） • 広域圏外者10割加算	–	–	• 水原屋内運動場 • 1,200円/2時間 • 貸出単位は30分 • 照明料　600円/30分 • 人工芝（テニス1面） • 広域圏外者10割加算

聖籠町施設名	聖籠町	新発田市	胎内市	阿賀野市
テニスコート	• 500円/2時間 • 照明料　1,000円/2時間 • 広域圏外者10割加算	• 五十公野公園ﾃﾆｽｺｰﾄ • 1,200円/2時間 • 貸出単位は1時間 • 照明料　300円/1時間 • 広域圏外者5割加算	• 鷹の巣ﾃﾆｽｺｰﾄ • 600円/2時間 • 貸出単位は1時間 • 照明料　600円/30分 • 広域圏外者5割加算	• 水原ﾃﾆｽｺｰﾄ • 1,200円/2時間 • 貸出単位は30分 • 照明料　300円/30分 • 広域圏外者10割加算
聖籠野球場	• 1,000円/1時間 • 貸出単位は30分 • 照明料　4,000円/1時間 • 広域圏外者10割加算	• 五十公野公園野球場 • 1,500円/1時間 • 照明料　6,000円/1時間 • 広域圏外者5割加算	• 総合グラウンド野球場 • 500円/1時間 • 広域圏外者5割加算	• 水原野球場 • 1,000円/1時間 • 貸出単位は30分 • 照明料　4,000円/1時間 • 広域圏外者10割加算
スポアイランド聖籠	• 3,000円/2時間 • 照明料　6,000円/2時間 • 広域圏外者10割加算	• 中央公園人工芝グラウンド • 4,000円/2時間 • 貸出単位は1時間 • 照明料　400円/1時間 • 広域圏外者5割加算	• 総合グラウンド陸上競技場 • 3,000円/2時間 • 貸出単位は1時間 • 照明料　200円/1時間 • 広域圏外者5割加算	–
ふれあい農園	• 4,950円/年 • 町直営	• 米倉ふれあい農園 • 7,000円/年 • 指定管理者	–	–

4　施設の稼働率

各施設の稼働率は、３つの多目的屋内運動場については 60%台ですが、公民館小ホール、文化会館、町民会館前テニスコート、聖籠野球場、スポアイランド聖籠については 10 から 20%となっています（図 1-3）。また、利用者の属性については多目的屋内運動場については町民：町民以外の者の割合が６：４から７：３、総合体育館、町民会館前テニスコート、聖籠野球場、スポアイランド聖籠はおよそ５：５となっています（図 1-4）。

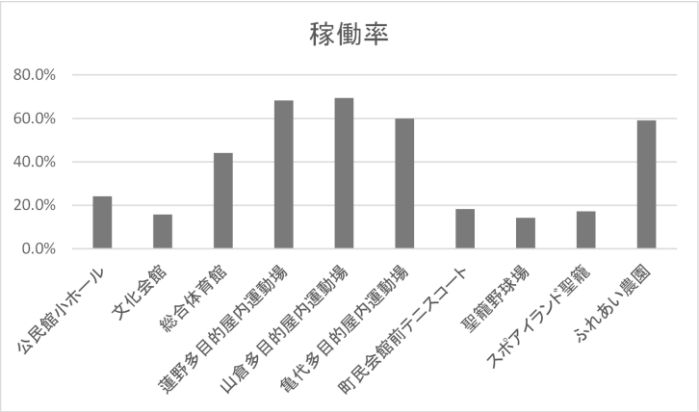

施設名	稼働率
公民館小ホール	24.1%
文化会館	15.8%
総合体育館	44.1%
蓮野多目的屋内運動場	68.2%
山倉多目的屋内運動場	69.4%
亀代多目的屋内運動場	60.0%
テニスコート	18.3%
聖籠野球場	14.3%
ｽﾎﾟｱｲﾗﾝﾄﾞ聖籠	17.3%
ふれあい農園	59.1%

図 1-3　各施設の稼働率

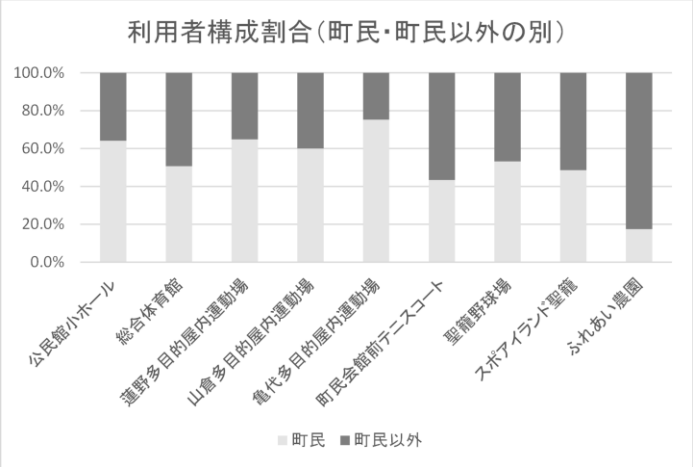

施設名	利用者割合	
	町民	町民以外
公民館小ホール	64.1%	35.9%
総合体育館	50.6%	49.4%
蓮野多目的屋内運動場	64.8%	35.2%
山倉多目的屋内運動場	60.0%	40.0%
亀代多目的屋内運動場	75.3%	24.7%
テニスコート	43.4%	56.6%
聖籠野球場	53.2%	46.8%
スポアイランド聖籠	48.6%	51.4%
ふれあい農園	17.4%	82.6%

図 1-4　利用者の属性

第２　手数料等見直しに当たっての基本的な考え方

１　受益者負担の適正化

「第１」で確認してきたように、近年においては施設の維持管理費用が町の財政に与える影響が過去と比べて大きくなってきており、町の厳しい財政状況のなか、町が掲げる三つの投資「子ども・新しい教育への投資」「福祉への投資」「未来へつながる投資」など本来公共が負担すべき社会保障等の財源に少なからず影響を及ぼしてくることが推測されます。

一方、施設や証明事務といったサービスについては、これらを利用する方もいれば利用しない方もいます。地方自治体の提供する公共サービスは、広く住民から徴収した税金により賄うのが原則ですが、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについては、これを全て公的負担で賄うと、サービスを利用する方と利用しない方との不公平が生じることから、サービスにより利益を受ける特定の方に、その受益の範囲内で、手数料や使用料を負担していただく（受益者負担の原則）ことが必要です。

町では、受益者負担の原則を踏まえ、今後における施設の適切な維持管理等を行うための財源を確保し、当該費用が町の財政に与える影響を緩和させるため、現在の手数料、使用料を検証し、必要な見直しを行います。

２　サービスの原価に対する受益者負担割合をもとにした手数料、使用料等の基準額の設定

上記１の考え方に立って、施設の維持管理や事務サービスに係る実際の費用（サービスの原価）について、当該施設やサービスの目的や性質に応じて、どれだけの分を受益者が負担し、どれだけの分を公費で賄うのかを明確にし、これをもとにして手数料、使用料等の基準とすべき額（以下「基準額」という。）を算出しました。

もっとも、施設や各種事務は、公共サービスとして町民に利用されるべきことを旨とするものであり、特に各種施設はそれぞれの設置目的に応じて町における文化やスポーツ等の振興を担っています。単純に財政的視点からだけで、手数料、使用料等の額を定めてしまって、公共サービスの本分を踏み外してしまうようなことは適当ではありません。

したがって、サービスの原価をもとにした受益者負担による手数料、使用料の基準額が現行の手数料、使用料の額を大きく上回る場合は調整が必要です。こうした調整を行っている自治体の例は少なくありません。町においては、表 2-1 に掲げるように、利用者の負担を考慮して、現行額に応じて改定額の上限を設定（以下「改定上限率」という。）します。

表 2-1 現行額に応じた改定上限率

現　行　額	改定上限率
150 円未満	現行額の 2.0 倍
150 円以上 500 円未満	〃　1.5 倍
500 円以上 2,000 円未満	〃　1.4 倍
2,000 円以上 10,000 円未満	〃　1.3 倍
10,000 円以上	〃　1.2 倍

第３　見直し対象の手数料等

条例で定める手数料、使用料のうち、表 3-1 の掲げるものを除いて見直し対象とします。また、指定管理者による管理施設については、今回の手数料等見直しの考え方を反映し、負担の公平化、適正な受益者負担の検討を行います。

表 3-1 調査審議の対象外とした手数料等

調査審議の対象外としたもの	該当する主な手数料等
広域的（新潟県内）に料金がほぼ同額となっているもの。	・ 狂犬病予防注射済票交付手数料 ・ 犬登録手数料 ・ 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料 ・ 指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料 ・ 都市計画許可手数料
法令等により標準とすべき金額が定められているもの。	・ 戸籍法の規定に基づく戸籍の謄本・抄本の交付手数料 ・ 戸籍法の規定に基づく除かれた戸籍の謄本・抄本の交付手数料 ・ 個人番号（マイナンバー）通知カードの再交付手数料 ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）の再交付手数料 ・ 煙火消費許可手数料
現在、指定管理者による管理が行われているもの。使用料の見直しについては指定管理者の利益や現在の町との契約に関わることから当事者間の協議が必要なため調査審議の対象から除外した。	・ トレーニングルーム ・ 聖籠町海のにぎわい館 ・ 聖籠町農産物加工センター ・ 聖籠町観音の湯ざぶーん館 ・ 町営住宅東山団地
老人の福祉施設であり、原価算出による受益者負担の検討にそぐわないもの。	・ 聖海荘

第４　手数料の見直し

１　サービスの原価

手数料として受益者と公費とで負担しあうべき証明事務の経費については、①証明書の発行等に要する人件費、②物件費（賃金、需用費、委託料、使用料及び賃借料、その他経費）により算出します。

サービスの原価＝①（人件費）＋②（物件費※）
※　賃金、需用費、委託料、使用料及び賃借料、その他経費

２　受益者負担割合の設定

証明事務は、特定の者に提供する役務ですので、その利用者が全額負担し、受益者負担割合は 100％とします。

３　手数料の基準とすべき額

上記１で算定したサービスの原価に上記２の受益者負担割合を乗じて得た基準額、改定上限率による調整後の基準額は表 4-1 に示したとおりです。

表 4-1　手数料の基準額

<table>
<tr><th>No.</th><th>名　　称</th><th>現行料金</th><th>原価</th><th>基準額</th><th>改定上限率</th><th>改定上限額</th><th>調整後基準額</th></tr>
<tr><td>1</td><td>聖籠町に住所を有しない者に関する証明</td><td>300</td><td>3,043</td><td>3,000</td><td rowspan="12">1.5</td><td>450</td><td rowspan="12">300</td></tr>
<tr><td>2</td><td>身分、職業に関する証明手数料</td><td rowspan="11">200</td><td>303</td><td>300</td><td rowspan="11">300</td></tr>
<tr><td>3</td><td>印鑑登録証の交付手数料</td><td>770</td><td>750</td></tr>
<tr><td>4</td><td>印鑑登録証明書の交付手数料</td><td>303</td><td>300</td></tr>
<tr><td>5</td><td>聖籠町に住所を有する者に関する住民票に関する証明</td><td>304</td><td>300</td></tr>
<tr><td>6</td><td>その他の証明で町長の認証を要するもの</td><td>303</td><td>300</td></tr>
<tr><td>7</td><td>資産、所得及び納税証明手数料</td><td>313</td><td>300</td></tr>
<tr><td>8</td><td>土地、建物に関する証明手数料</td><td>313</td><td>300</td></tr>
<tr><td>9</td><td>公課に関する証明手数料</td><td>313</td><td>300</td></tr>
<tr><td>10</td><td>公簿、図面に関する証明、閲覧手数料</td><td>290</td><td>250</td></tr>
<tr><td>11</td><td>耕作面積証明手数料</td><td>297</td><td>250</td></tr>
<tr><td>12</td><td>経営状況証明手数料</td><td>300</td><td>300</td></tr>
</table>

13	道路幅員証明手数料		1,741	1,700			
14	東山団地保管場所証明手数料		581	550			
15	都市計画法施行規則 60 条証明		580	550			
16	国調データ		581	550			

第５　使用料の見直し

１　サービスの原価

使用料として受益者と公費とで負担しあうべき施設の維持管理経費については、①人件費、②物件費（賃金、需用費、委託料、使用料及び賃借料、その他経費）、③減価償却費[1]により算出します。

サービスの原価＝①（人件費）＋②（物件費※１）＋③（減価償却費※２） ※１　賃金、需用費、委託料、使用料及び賃借料、その他経費 ※２　定額法によって算出

２　受益者負担割合の設定

施設の維持管理経費における受益者負担割合については、施設の「必需性」と「市場性（民間代替性・競合性）」に応じて設定されることが地方自治体では一般的です。

ここで、「必需性」とは、日常生活における必要性の程度ですが、住民の大半が必要とする基礎的なサービスは公的負担の割合が高く、一方で、生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするために特定の人が利用する選択的なサービスについては受益者負担の原則に従って受益者負担が高くなります。また、「市場性（民間代替性・競合性）」については、住民が利用可能な距離において民間でも提供されている施設であれば市場性が高いサービスであることから受益者負担が高くなり、そうでない施設については市場性が低く公共によるサービス提供の必要性が高いことから公費負担が高くなります。

各施設の受益者負担割合については、図 5-1 の区分表に基づき、表 5-1 に示すとおり設定します。

[1] ≪参考≫（地方自治法逐条解説・抜粋）（地方自治法第２２５条）　使用料は、その行政財産又は公の施設の維持管理費又は減価償却費に充てられるべきもので、公営企業を除く一般の公共用財産は収益を目的とするものではないことから、当該財産又は公の施設につき必要とする経費を賄うに足ることをもって限度とすると考えるべきであろう。

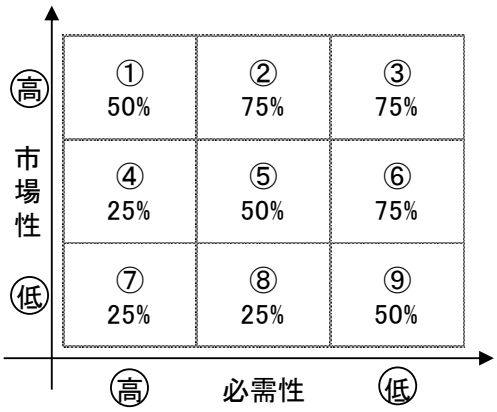

図 5-1　必需性・市場性による区分表

表 5-1　対象施設の受益者負担割合の設定

受益者負担割合	対象施設	施設の「必需性」・「民間代替性・競合性」
５０％	・　そだちの家 ・　公民館（小ホール） ・　公民館（会議室１～３） ・　公民館（和室） ・　公民館（多目的ホール） ・　公民館第一分館（学習室１～４） ・　亀代地区公民館（小ホール） ・　亀代地区公民館（和室・大） ・　文化会館ホール ・　青少年交流センター ・　総合体育館（競技場） ・　総合体育館（柔剣道場） ・　藤寄体育館（競技場） ・　多目的屋内運動場（運動場） ・　多目的屋内運動場（小体育室） ・　テニスコート ・　スポアイランド聖籠 ・　聖籠野球場 ・　次第浜野球場 ・　蓮のギャラリー	個人の選択によって利用する施設であり、必需性は高くないが、町内において民間では提供されていない施設である。 （図 5-1 において⑤に該当）

	・　蓮の創作工房	
７５％	・　ふれあい農園 ・　スポアイランド照明 ・　聖籠野球場照明	ふれあい農園については、町内外を問わず利用されることを目的としていることから、必需性は上記の受益者負担５０％施設よりも低い。(図 5-1 において⑥に該当) スポアイランド照明及び聖籠野球場照明は利用者の都合により夜間に利用するものであるから、必需性は上記の受益者負担５０％施設よりも低い。(図 5-1 において⑥に該当)

3　使用料の基準とすべき額

上記１で算定したサービスの原価に上記２の受益者負担割合を乗じた基準額、改定上限率による調整後の基準額は表 5-2 に示したとおりです。

現行の使用料において時間帯別、曜日別、使用目的別の設定がなされている施設については、必要な範囲でこれを行います。

また、町民（在勤者を含む）以外の利用については、町民に還元すべき町の税収を適切に使用する観点から、施設相互利用協定を結んでいる市町住民が利用する場合など特別な場合を除き、使用料の 100％を上限とする範囲内で加算することができることとします。

表 5-2　使用料の基準額

No.	名称	現行料金	①原価	②受益者負担割合	基準額①×②	改定上限率	改定上限額	調整後基準額
1	ふれあい農園	150	182	0.75	150	1.5	200	150
2	そだちの家 9:00～14:00	2,000	6,313	0.5	3,150	1.3	2,600	2,600
3	公民館（小ホール） 9:00～21:30	3,500	16,849	0.5	8,400	1.3	4,550	4,550
4	公民館（会議室１） 9:00～21:30	2,500	3,469	0.5	1,750	1.3	3,250	1,750
5	公民館（会議室２） 9:00～21:30	1,300	2,891	0.5	1,400	1.4	1,800	1,400
6	公民館（会議室３） 9:00～21:30	1,300	2,808	0.5	1,400	1.4	1,800	1,400
7	公民館（和室） 9:00～21:30	3,000	5,038	0.5	2,550	1.3	3,900	2,550
8	公民館（多目的ホール） 9:00～21:30	3,500	27,751	0.5	13,850	1.3	4,550	4,550
9	公民館第一分館（学習室1） 9:00～21:30	2,500	13,229	0.5	6,600	1.3	3,250	3,250
10	公民館第一分館（学習室2） 9:00～21:30	2,500	8,904	0.5	4,450	1.3	3,250	3,250
11	公民館第一分館（学習室3） 9:00～21:30	2,500	13,229	0.5	6,600	1.3	3,250	3,250

No.	名称	現行 料金	① 原価	② 受益者 負担割合	基準額 ①×②	改定 上限率	改定 上限額	調整後 基準額
12	公民館第一分館（学習室4） 9:00～21:30	2,500	16,917	0.5	8,450	1.3	3,250	3,250
13	亀代地区公民館（小ホール） 9:00～21:30	3,500	11,999	0.5	5,950	1.3	4,550	4,550
14	亀代地区公民館（和室大） 9:00～21:30	3,000	6,084	0.5	3,000	1.3	3,900	3,000
15	文化会館ホール（平日） 9:00～21:30	53,000	147,726	0.5	73,850	1.2	63,600	63,600
16	青少年交流センター 9:00～21:30	8,000	58,384	0.5	29,150	1.3	10,400	10,400
17	総合体育館（競技場） （体育競技目的）	2,000	17,090	0.5	8,500	1.3	2,600	2,600
18	総合体育館（柔剣道場） （体育競技目的）	1,000	5,988	0.5	2,950	1.4	1,400	1,400
19	藤寄体育館（競技場） （体育競技目的）	1,000	2,490	0.5	1,200	1.4	1,400	1,200
20	多目的屋内運動場（運動場） （競技）	1,500	16,936	0.5	8,450	1.4	2,100	2,100
21	多目的屋内運動場（小体育室） （競技）	500	1,144	0.5	550	1.4	700	550
22	テニスコート（１面）	500	2,294	0.5	1,100	1.4	700	700
23	ｽﾎﾟｱｲﾗﾝﾄﾞ聖籠 （ﾒｲﾝｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ全面）（競技）	3,000	10,459	0.5	5,200	1.3	3,900	3,900
24	ｽﾎﾟｱｲﾗﾝﾄﾞ聖籠（照明）	6,000	10,610	0.75	7,950	1.3	7,800	7,800
25	聖籠野球場	500	1,102	0.5	550	1.4	700	550
26	聖籠野球場（照明）	2,000	22,178	0.75	16,600	1.3	2,600	2,600
27	次第浜野球場	500	602	0.5	350	1.4	700	350
28	蓮のギャラリー（展示目的） 9:30~19:00	1,000	3,652	0.5	1,800	1.4	1,400	1,400
29	蓮の創作工房（展示等目的） 9:30~19:00	500	1,304	0.5	650	1.4	700	650

4　定期利用団体の減免のあり方について

聖籠町公民館設置及び管理に関する条例施行規則第 16 条第２号又は聖籠町社会体育施設条例施行規則第５条第２号の規定により、町が認定した社会教育団体、社会体育団体[2]（以下「定期利用団体」という。）が施設を利用する場合の使用料については、週１回無料（全額免除）として運用されていますが、施設の利用状況（図 5-2）を確認したところ、社会教育施設の利用はその大半が定期利用団体による無料のものとなっており、社会体育施設においても、３多目的屋内運動場とテニスコートを除いた施設ではその大半が定期利用団体による無料での利用となっており、こうした定期利用団体に対する減免は表 5-3 に示すとおり、近隣自治体でも行われていますが、公民館、体育館、学校開放の全ての施設で全額免除としているのが町の特徴です。

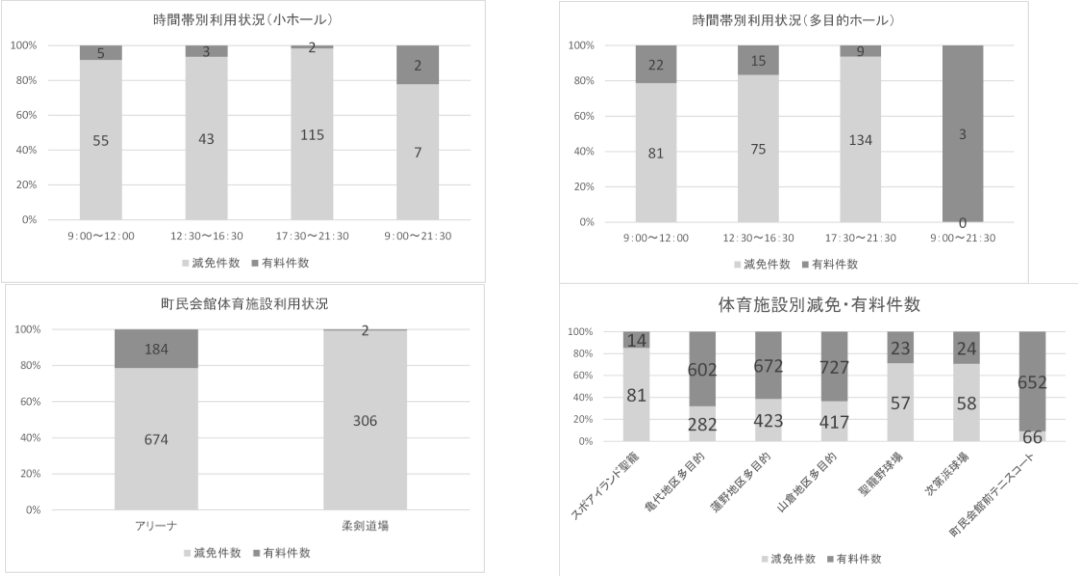

図 5-2　施設別の減免件数

表 5-3　近隣自治体における施設の減免状況

自治体名	公民館		体育館		学校開放（体育館）		備考（減免の条件など）
	減免の有無	減免割合	減免の有無	減免割合	減免の有無	減免割合	
新潟市	○	免除あり	○	減免なし又は5割又は7割減免	○	年額16千円又は免除	・公民館…都度市長が認めた場合 ・体育館…スポ少5割減免、体協加盟団体7割減免 ・学校開放…中学生以下の子供が対象の団体免除
新発田市	○	4割減免	○	4割減免又は免除	○	免除	・スポ少による体育館利用は、4回/月の利用を免除。ただし、有料利用の申請状況によって使用できない場合もあり2回/月の利用を保障し、それ以上利用したい場合は4割減免での利用
阿賀野市	○	5割又は8割減免	○	5割減免又は免除	○	5割減免又は免除	・公民館…スポ少8割減免 ・体育館、学校開放の免除はスポ少（ただし定期利用以外の利用は9割減免）
胎内市	○	免除	○	8割減免又は免除	○	8割減免又は免除	・体育館、学校開放の免除はスポ少
聖籠町	○	免除	○	免除	○	免除	

2 町が認定した社会教育団体、社会体育団体の登録要件は以下のとおり
社会教育団体：構成員 5 名以上（過半数が町内在住又は在勤者）
社会体育団体：構成員 10 名以上（7 割以上が町内在住又は在勤者）、NPO 法人スポネットせいろうに加入していること

「第２」で述べたとおり、町では、今後における施設の適切な維持管理等を行うための財源を確保し、当該費用が町の財政に与える影響を緩和させるため、受益者負担の原則に立って、現在の手数料、使用料を検証し、必要な見直しを行います。

定期利用団体が町の文化・スポーツ振興の重要な担い手であることを十分に踏まえながら、同時に自らの活動のために施設を利用する受益者という性格を有していることからすれば、現在の全額免除の運用については見直しが必要です。

平成 30 年度の利用実績をもとに、複数の負担割合（減免割合）の場合に応じて定期利用団体の負担がどの程度のものとなるのかを試算したものが表 5-4 です。近隣自治体の例をみると、定期利用団体については胎内市を除くと、減免される割合が５割以下となっています。町において５割減免とした場合で、平成 30 年度と同じ利用実績（回数）を仮定したときの定期利用団体の構成員１人当たり負担額（月額）の状況を示したものが図 5-3 であり、社会教育団体においては１人当たり負担額（月額）の中間値が 137 円、社会体育団体においては１人当たり負担額（月額）の中間値が 196 円となります。定期利用団体も一般利用者と同じく施設の受益者であり、その均衡を考えれば、現在の全額免除が５割減免となることが過度な負担とまでは言えないと考えられます。したがって、定期利用団体については５割減免として見直しを行います。

一方、新発田市、阿賀野市、胎内市の場合をみると、スポーツ少年団については全額減免されており、新潟市の場合は体育館について５割減免としています。このことを踏まえ、かつ、子どもたちはスポーツ分野に限らず、文化の分野でも活動することを考慮して、中学生以下を主たる構成員とする定期利用団体については引き続き、全額免除とすることとします。

そのほか、定期利用団体を含む文化・スポーツ団体に町や NPO 法人スポネットせいろうから出ている補助金について、補助金のあり方についての検討を行うこととします。

表 5-4　定期利用団体負担額の試算

負担割合	負担総額	登録団体別の負担状況	
		社会教育施設利用団体	体育施設利用団体
①１０%負担	約９０万円	最　大：約32万円/年	最　大：約4.5万円/年
		中間値：約2,500円/年	中間値：約5,250円/年
②３０%負担	約２６５万円	最　大：約96万円/年	最　大：約13.5万円/年
		中間値：約7,500円/年	中間値：約15,750円/年
③５０%負担	約４４２万円	最　大：約162万円/年	最　大：約22.5万円/年
		中間値：約12,500円/年	中間値：約26,250円/年
④６０%負担	約５３１万円	最　大：約195万円/年	最　大：約27万円/年
		中間値：約15,000円/年	中間値：約31,500円/年
⑤５００円/回（定額負担）	約１６７万円	最　大：約7万円/年	最　大：約9.4万円/年
		中間値：約12,500円/年	中間値：約22,000円/年
⑥1,000円/回（定額負担）	約３３５万円	最　大：約14万円/年	最　大：約19万円/年
		中間値：約25,000円/年	中間値：約44,000円/年

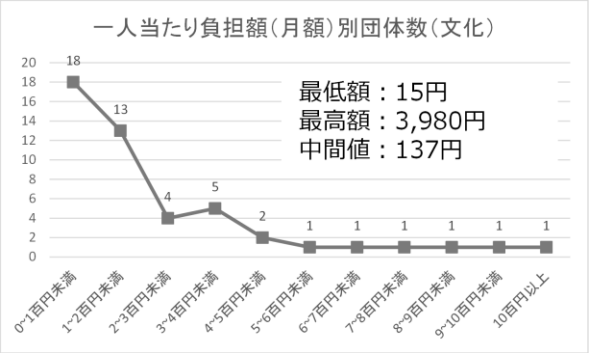

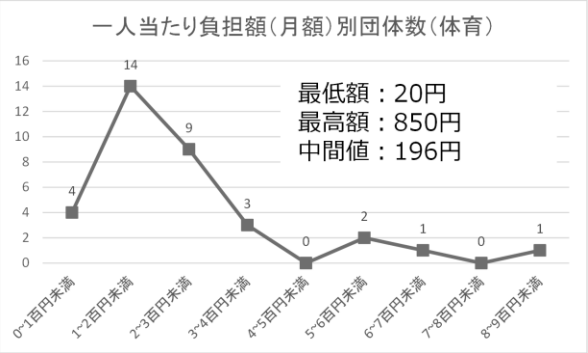

図 5-3　一人当たり負担額（月額）

5　学校施設（体育館）の使用料の基準とするべき額

町の学校施設の使用料は、聖籠町使用料の徴収に関する条例（以下「使用料条例」という。）により表 5-5 のとおり規定されていますが、これらの施設については定期利用団体が小・中学校の体育館を利用するのみで、使用料については全額減免を行ってきているのがこれまでの実際の運用です[3]。

表 5-5　使用料条例に規定されている学校施設の使用料

施設の名称	使用区分	使用料の額	
		夜　間	昼　間
各小・中学校	体育館 教室	1,540円 1,030円	1,030円 720円
各幼稚園	体育館 教室	1,030円 720円	720円 510円

表 5-6　近隣自治体における学校開放による体育館使用料等（1 時間あたり）

自治体名	使用料設定状況	自治体名	使用料設定状況
新潟市	・一般　200円 ・定期利用団体　16,000円/年（約1,300円/月） ・定期利用団体は週１回利用可能（約330円/回） ・中学生以下の子どもが対象の団体は免除	胎内市	・一般　420円 ・定期利用団体　84円（8割減免） ・スポ少による利用は免除
新発田市	・一般　約1,400円　または　約2,700円 ・定期利用団体　免除 ・使用料の高額料金は夜間利用の場合	阿賀野市	・一般　400～900円 ・定期両団体　200～450円（5割減免） ・スポ少による利用は免除

しかしながら、学校施設においても、今後における施設の適切な維持管理等を行うための財源を確保していく必要があるのはほかの施設と同様の事情であり、また、学校施設を利用する方と利用しない方との間にはそれによる受益の差があ

[3] 近隣自治体における学校開放による体育館使用料等については表 5-6 を参照されたい。

ることから、そこには受益者負担の原則が成り立つべきものとなります。

小・中学校の体育館についてサービスの原価[4]をもとに、これに受益者負担割合を乗じて得た使用料の基準額（１時間あたり）を示したものが、表 5-7 です。

学校施設は学校の授業等の目的で使用されることで本来の機能を発揮しており、学校開放の利用者はその余剰の時間を利用していることから、サービスの原価計算における施設の減価償却費については、学校開放の利用時間帯だけではなく、授業等の目的で使用される時間帯も含めて按分しています。また、受益者負担割合を検討する際の施設の「必需性」「市場性」については、学校の体育館を学校開放において利用する場合と町民会館の総合体育館のそれと変わらないものと考えられるので、学校開放による施設の利用者である受益者に求めるべき負担割合については町民会館の総合体育館と同様に 50%とします。次に、他施設について行っている現行額をもとにした改定上限による基準額の調整については、使用料条例の規定では学校施設の使用料は夜間・昼間の別はあるものの使用料の時間単位が明確にされておらず、また、中学校については平成 13 年度に現在の聖籠中学校になる前の旧亀代中学校、旧聖籠中学校についての規定であると考えられます。したがって、これらの現行額をもとにした改定上限による基準額の調整を行うのは困難です。一方、小学校は現在、３つある学区ごとにそれぞれ配置されていますが、これら小学校の体育館の使用料については同じ町内において学区で差異があるよりも一律同額が適当です。したがって、小学校については表 5-7 最右欄に示す３校の基準額の平均をとった調整後基準額を基準とします。

表 5-7　学校施設の使用料の基準額（１時間あたり）

No.	名　　称	原　価	受益者負担割合	基準額	調整後基準額
1	山倉小学校体育館	741 円	0.5	350 円	400 円
2	蓮野小学校体育館	1,121 円		550 円	
3	亀代小学校体育館	614 円		300 円	
4	聖籠中学校体育館	1,624 円		800 円	800 円

また、上記４で述べている、社会教育・体育施設における定期利用団体の減免割合は５割減免（中学生以下を主たる構成員とする定期利用団体については引き

[4] サービスの原価には電気代等を含めるべきであるが、全体の経費から学校開放にかかる経費だけを明確に区分することが難しいので、減価償却費のみとしている。

続き全額免除を基準）として見直すことについては、学校施設についても同様です。

なお、使用料条例においては、小中学校の教室、町立幼稚園（現在の町立こども園）の体育館・教室についても使用料が規定されていますが、これらの施設については聖籠中学校の地域交流棟のような施設は別として、防犯その他の観点から、貸し出しは行わないこととします。

6　指定管理者による管理施設使用料の基準とするべき額

現在、指定管理者による管理が行われている町内施設は、トレーニングルーム、聖籠町海のにぎわい館、聖籠町農産物加工センター、聖籠町観音の湯ざぶーん館及び町営住宅東山団地の５施設があります。これら施設のうち、原価算出による使用料の見直しに馴染まない施設を除いたトレーニングルーム及び聖籠町海のにぎわい館（大会議室、小会議室が利用可能）について、他の町内施設と同様の考え方により使用料の見直しを行います。施設の利用者である受益者に求めるべき負担割合については、トレーニングルームについては民間でも提供されている施設であり市場性が高いことから 75%（図 5-1 において②に該当）とし、聖籠町海のにぎわい館については公民館の会議室と同様に 50%とします。見直しを行う２施設のサービスの原価に受益者負担割合を乗じた基準額、改定上限率による調整後の基準額は表 5-8 に示したとおりです。

表 5-8　使用料の基準額

No.	名称	現行料金	①原価	②受益者負担割合	基準額①×②	改定上限率	改定上限額	調整後基準額
1	トレーニングルーム	200	405	0.75	300	1.5	300	300
2	海のにぎわい館（大会議室）9:00～17:00	5,000	13,519	0.5	6,750	1.3	6,500	6,500
3	海のにぎわい館（小会議室）9:00～17:00	4,000	8,599	0.5	4,250	1.3	5,200	4,250